

障害福祉分野における手続負担の軽減 （標準様式等の使用の基本原則化等）について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

1. 標準様式等の使用の基本原則化等について

2. 電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討状況について

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」(閣議決定)

- こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を作成する。(令和5年度措置)
- 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための**所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。(令和5年度検討・結論)

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)障害福祉サービス等事業者が(略)地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。(令和6年度措置)

主な取組

- 標準様式等の作成、法令上の措置を講ずる方向での検討（指定申請、報酬請求（加算届出を含む）、指導監査）
- 事業者要望専用窓口の開設
- 手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る調査

検討委員会委員

岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院 教授

齊藤 正行 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会副委員長

曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院 教授

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

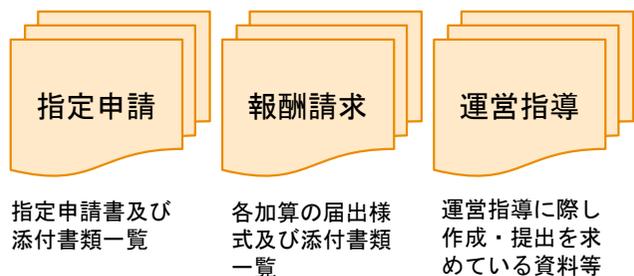
堀 将人 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課主事

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

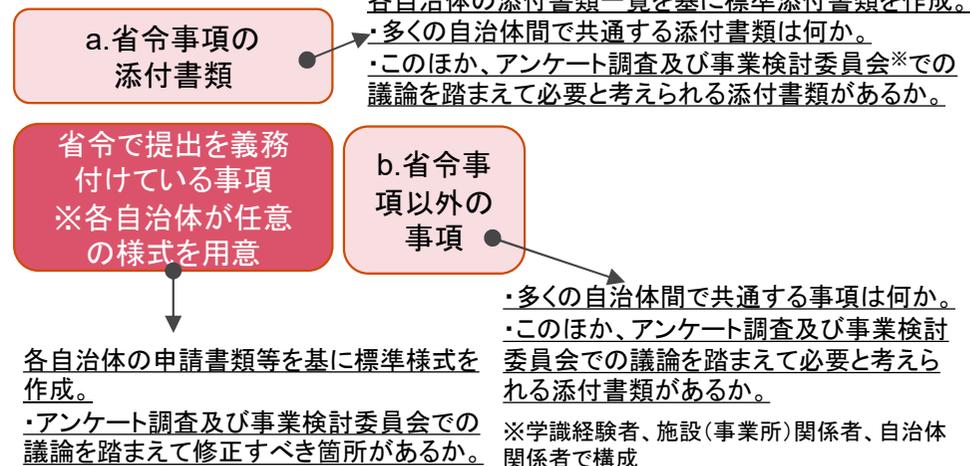
守 淳一 佐世保市保健福祉部指導監査課 主査

標準様式及び標準添付書類の作成

1 各自治体から様式を収集



2 各自治体間の共通項や独自項目に係る分析



3 標準様式及び標準添付書類を作成

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、各種手続きの簡素化の取組について検討を要請。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくよう依頼。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めないよう、標準様式等の活用を依頼。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上での対応を依頼。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とするよう依頼。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応を依頼。
- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等そ

の他の人員に関連する添付資料は求めないよう依頼。

- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えないことを改めて周知。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りることを周知。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限り依頼。
- 更新申請時に求める文書の簡素化を依頼。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であることを周知。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認することを依頼。

3. 今後の標準様式等の使用の法令上の措置・システム整備について（略）

4. 障害福祉分野における事業者要望専用窓口について（略）

5. 障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について（略）

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- **規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）**において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、**事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずること**とされた。
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）**を発出**。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要**がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う**。

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・ 指定申請時に提出すべき書類については、**吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ること**とする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・ **サービス等利用計画の変更を不要**とする
 - ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、**障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要**とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いします**。

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算**する。

(例)
 - ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

主な取組

- 指定、加算の電子申請・届出システムの構築に向けた準備
- 事業所要望専用窓口の設置
- 上記システムに必要な機能の検討
- 地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容(※)
- 標準様式等(指定、加算)の使用の基本原則化
- 自治体取組状況及び好取組事例調査(※)

※地方公共団体ごとの独自ルールの調査、各自治体の手続き簡素化の取組状況のフォローアップを行うとともに、検討委員会での議論を踏まえ、障害福祉サービス受給者証等の扱いについても実態把握を行っているところ。

検討委員会委員

岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院 教授

江島 晃好 全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会副委員長

金本 昭彦 JAHIS(保健医療福祉情報システム工業会) 保健福祉システム部会 福祉システム委員長

鷹野 雪保 堺市健康福祉局障害福祉部 部長

久木元 司 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員長

小島 剛 株式会社佐賀電算センター システム本部 システム開発事業部 サブマネージャー

小中原 麻子 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 主事

斉藤 正行 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長

曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院 教授

守 淳一 佐世保市保健福祉部指導監査課 主査

障害福祉分野における標準様式等の使用の基本原則化の検討のための調査

<調査概要>

- ・対象：都道府県・政令市・中核市（計129件）
- ・回収状況：101件（78.3%）
- ・実施期間：令和6年9月20日～10月9日（予備期間～14日）
- ・目的：①障害福祉分野における標準様式等の使用の基本原則化の検討のための調査
②電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた調査

<調査結果>

1. 標準様式の使用状況

- ・指定申請関係については、いずれも60～70%強が「使用していない」と回答
- ・加算届出関係については、いずれも60～80%弱が「変更を加えず使用」と回答

2. 使用していない場合の理由

- ・いずれも「様式入れ替えの対応が間に合っていないため」が最多
- ・いずれも「様式の使い勝手が悪い」は5件以下

3. 使用していない場合 標準様式の内容について

- ・「利用不可」はほとんどみられない

(参考) 標準様式の例

指定申請関係：指定申請書

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
指定申請書

年 月 日

知事 殿

所在地
申請者 名称
代表者

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更について、下記のとおり、関係書類を添えて申請します

法人番号(13桁)

申請者(設置者)	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	郵便番号	県	市		
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号			
	E-mailアドレス					
法人等の種類	代表者の職・氏名・生 年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日		
	代表者の住所	郵便番号	県	市		
指定を承けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ 名称					
	事業所(施設)の所在地	郵便番号	県	市		
多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○						
同一所在地において 行う事業等の種類		自立型サービス の指定を申請するものに○	今回の指定(更新・変更) 申請をする対象事業等に ○	既に指定を受けて いる事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付し て提出する様式 (付表)
指定を承けようとする事業所・施設の種類の種類	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護				付表1
		重度訪問介護				付表1
		同行支援				付表1
		行動支援				付表1
		療養介護				付表2
		生活介護				付表3
		短期入所				付表4
		重度障害者等包括支援				付表5
		自立訓練(機能訓練)				付表6
		自立訓練(生活訓練)				付表6
		就労移行支援				付表7
		就労継続支援A型				付表8
		就労継続支援B型				付表8
		就労定着支援				付表9
		自立生活援助				付表10
	共同生活援助				付表11	
指定障害者支援施設(施設入所支援)						
指定一般相談支援事業所	地域移行支援					付表13
	地域定着支援					付表13
指定特定相談支援事業所						付表14
指定障害児通所支援事業所	児童発達支援					付表15
	放課後等デイサービス					付表15
	居宅訪問型児童発達支援					付表16
	保育所等訪問支援					付表17
指定障害児入所施設						付表18/19
指定障害児相談支援事業所						付表14
【既に指定を受けている場合】事業所番号		!!!!!!!!!!!!				

加算届出関係：目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書

年 月 日

目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 当該施設・事業所の定員	人		
4 職業指導員及び生活支援員の配置状況	人		
5 職業指導員及び生活支援員に目標工賃達成指導員を加えた配置状況	人		

職業指導員及び生活支援員の氏名

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

目標工賃達成指導員の氏名

1	
2	
3	
4	
5	

注1 「職業指導員及び生活支援員の配置状況」の欄には、利用者の数(前年度の平均値。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数。)を左記職員の常勤換算方法で算出した総数で割った数(6を下回れば要件を満たす。)を記入してください。

注2 「職業指導員及び生活支援員に目標工賃達成指導員を加えた配置状況」の欄には、利用者の数(前年度の平均値。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数。)を左記職員の常勤換算方法で算出した総数で割った数(5を下回れば要件を満たす。)を記入してください。

標準様式等の使用の基本原則化について（案）

これまでの対応

- 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、令和6年4月に、厚生労働省・こども家庭庁において、指定申請及び報酬請求関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、ホームページに掲載。各自治体における積極的な活用を促しているところ。
- 当該標準様式等については、令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究」において、検討委員会（※）での各委員の意見を踏まえ案を作成し、厚生労働省・こども家庭庁において作成。
（※）学識経験者、施設（事業所）関係者、自治体関係者で構成
- また、令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、当該標準様式等について、自治体向けに利用状況や必要な修正内容等を把握するための調査を実施した上で、検討委員会において、修正すべき点等（※）について議論いただいたところ。
（※）「指定申請書」を指定変更申請書としても活用できることとしたこと、加算届出の添付資料としても使用される「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について加算要件となる職種も入力できるようにしたこと 等

今後の対応

- 現在ホームページで公表している標準様式等について、上記令和6年度推進事業における検討結果を踏まえて必要な修正を行った上で、今年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化するよう位置づけてはどうか。
- 施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和8年4月からとしてはどうか。なお、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期の活用を促すこととする。

1. 標準様式等の使用の基本原則化等について

2. 電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討状況について

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡る これまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）
- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）届出手段のワンストップ化を実現する方向で検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ （略）令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

令和6年9月24日 「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」（国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回））

- ・ 事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。
- ・ 厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。
- ・ その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回）」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

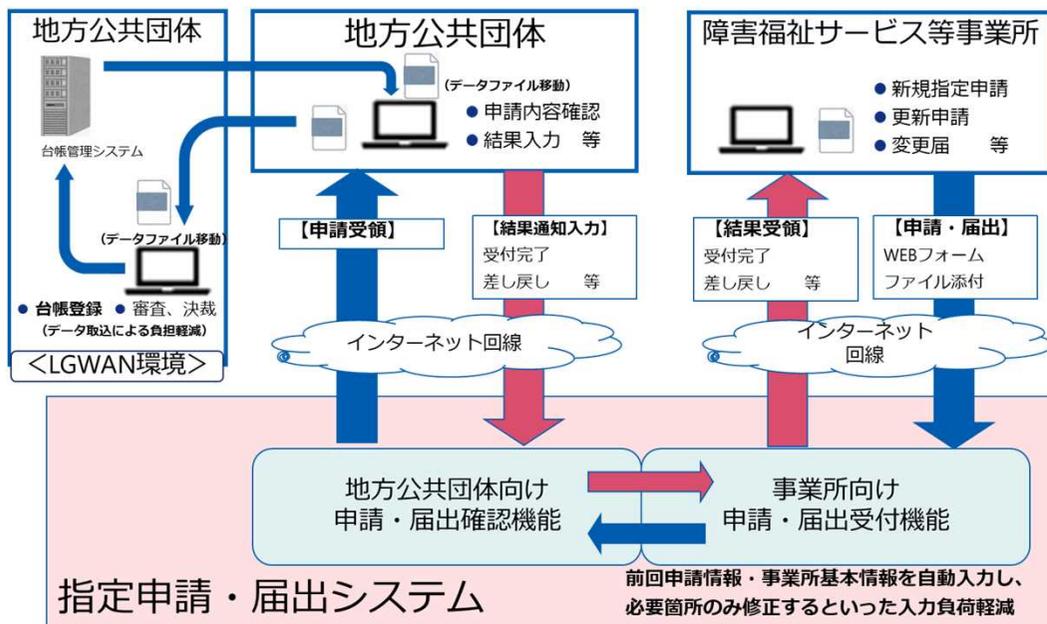
令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ 電子的に（略）標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- ・ （略）届出手段のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。

電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた調査

- 各自治体（都道府県・政令市・中核市）に対し、左の当初案を示しつつ、機能やシステムの整備に当たって注意すべき点を調査
- 本調査の結果は、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）」の検討に活用

当初案



調査結果概要

1. 事務負担の軽減にあたり追加されたいシステムの主な機能

エラーチェック・アラート機能	37件
台帳システム等他システムとの連携	28件
統計情報管理・ソート機能	12件

2. 仮にシステムを導入する場合に発生が予想される主な課題

現システム、方法等（システム改修の必要、紙利用等ローカルルール）との軋轢	31件
事業者への説明、対応困難事業者の発生	21件
事業者からの問い合わせ対応	18件

※件数については、選択肢でなく自由記述回答内容をもとに事後的にラベル付けしまとめたものであることに留意

10. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

(1) 制度所管府省庁
厚生労働省

(2) 選定の理由

障害のある方々に障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援法に基づき、都道府県等から指定を受けるための申請を含む各種申請・届出等の手続を行う必要がある。現在、その手続は、事業者が紙の書類を対面で都道府県等に申請し、都道府県等は紙の書類に基づき、事業所情報をそれぞれ独自の事業所台帳管理システムに入力し、事業所の管理を行っていることが多い。

障害福祉サービス指定事業者等は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）に対し、サービス提供の報酬を請求するが、その際、都道府県等は当該国保連に対し、報酬算定となる事業者の基礎資料を、事業所台帳管理システムから出力して提供している。

事業者から都道府県等への指定申請等を電子的に行うことができるシステムの整備については、既に「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に盛り込まれており、これに向け、厚生労働省では、令和5年度に標準様式等の作成、令和6年度に調達様式・要件定義の作成やシステムに必要な機能の検討を進めており、令和7年度概算要求で独立行政法人福祉医療機構においてシステムを構築するために必要な経費を計上している。これに加えて、業務管理体制に係る指導監査に必要な事業者情報を登録する業務管理体制データ管理

システムについても、事業者等がオンラインで届出を行うためのシステム改修に必要な費用を令和7年度概算要求に計上している。

こうした中、地方自治体からの提案募集の中で、3年に一度行われる報酬改定や、その他の改正制度の都度、求められる基礎資料が変わることから、事業所台帳管理システムの改修が必要となり、都道府県等の負担となっていることについての指摘があり、システム共通化の提案が行われたところ。

事業者・自治体間で行われる障害福祉関係の手続については、都道府県等にとって共通のものであり、事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。なお、既にこれらの整備に向けた調整が進んでいることから、関係者との調整、他の地方自治体の意向、共通化のフィージビリティ等の検討を進める必要がある。

<参考>提案募集（#228、229）

(3) 依頼事項

厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

施策名:事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

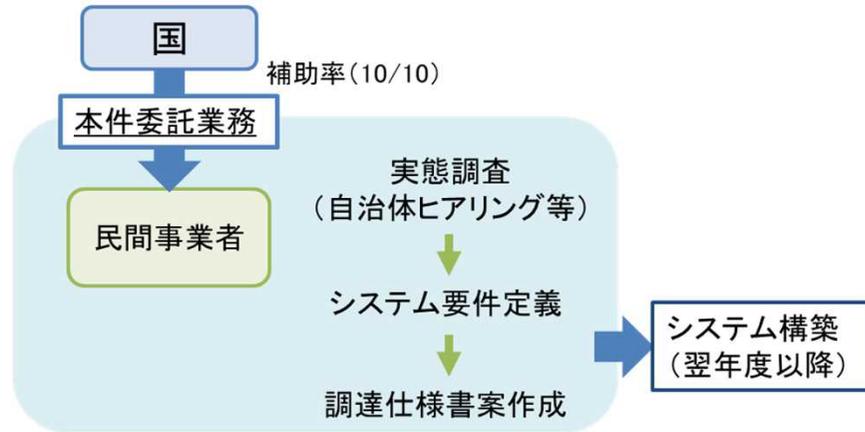
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

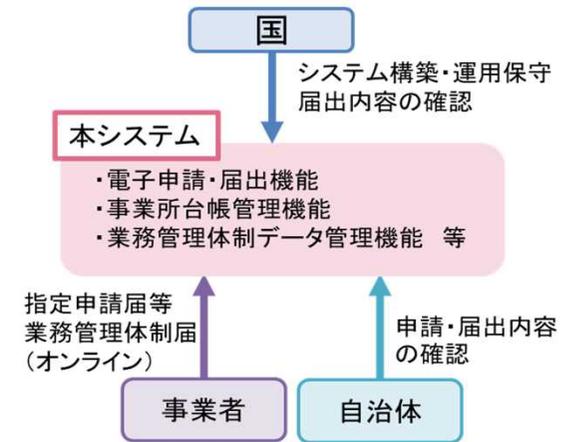
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。